

令和2年

第7回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和2年7月31日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和2年 第7回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和2年第7回阿賀野市農業委員会総会は、令和2年7月31日(金) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	12番 遠 山 登 一
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 加 藤 卓 也	3番 辻 繁 雄
4番 中 村 孝 幸	5番 官 嶋 市 郎	6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司
10番 伊 藤 剛 栄	11番 細 山 徹 也	
13番 松 崎 学	14番 青 木 等	

3 欠席委員

○農業委員 な し

○推進委員 12番 長谷川 政 男 15番 蕪 木 緑

4 遅参委員 6番 能勢山 嘉 雄

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	佐 藤 浩 治
次 長	木 村 秀 行
主 任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について
日程第4	報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について
日程第5	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第7	議案第3号 換地計画同意願いについて
日程第8	議案第4号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(見直し)に係る意見書の交付について
日程第9	そ の 他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。 只今の出席委員は 19名です。定足数に達しております。 本日の欠席委員はありません。 なお、本日は推進委員の皆さんからも、ご出席いただいております。 推進委員の欠席は、12番 長谷川 委員、15番 蕪木 委員の2名であります。 また、6番 能勢山 委員から遅れるとの連絡がありました。 それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。 7番 阿部 委員、8番 齋藤 委員、9番 菅井 委員を指名したいと思いますので、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、7番 阿部 委員、8番 齋藤 委員、9番 菅井 委員にすることに決定しました。</p> <p>続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りします。 会期については本日1日限りにしたいと思いますので、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。 本日の書記は、佐藤事務局長、木村次長、長谷川主任であります。 日程第3 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。 長谷川主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>議案書の1ページをご覧ください。 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明をいたします。 受付番号4番、申請者は記載のとおりです。 土地の所在が草水字赤坂山、地目、台帳・現況がともに畑で面積が1,042㎡です。 新地目が山林です。 申請理由は、申請地は中山間地に存在し、農地として利用されていましたが、昭和30年代から荒廃し始め、現在は半世紀が経ち山林の状態となっています。山全体が同様で松その他雑木が繁茂しており、境界線も確認できない状態となっています。現地に入る道もなく復旧するには著しく困難で、周囲の状況から見ても畑として耕作できる状態ではないので農地台帳から削除願いたいためです。 申請地の確認状況は、6月30日に地区担当委員と事務局の3名で確認してまいりました。 申請地は、草水集落の観音寺から西へ300メートル程の山中に位置しており、雑木が繁茂している状況で、農地として復元するには開墾しなければならず、原状復旧は極めて困難な状況です。 また、復元できたとしても周囲が山林で現地に通じる道もないため農地として利用するには難しい土地でありました。 農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地として2種農地となります。 場所につきましては、2・3ページの位置図・案内図をご覧ください。 安田地区草水集落の観音寺から西へ300メートル程の山中に位置しております。</p>

現地確認は、国道 49 号線から草水集落に入り、観音寺の駐車場付近から藤戸川に架かる橋を渡って申請地に向かいました。

4 ページは更正図に申請地を塗りつぶして表示しております。図面には申請地の東側に道がありますが、今は誰も通らないようで道は分からなくなっていました。

従いまして県の通達により事務処理を行い事務局長専決により 7 月 2 日付の証明書を交付したことを報告いたします。

以上で報告第 1 号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

8 番 齋藤 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
（齋 藤）

8 番 齋藤です。4 番案件について報告します。詳細につきましては事務局の説明のとおりです。

現況は雑木が繁茂しておりとても耕作するには困難な場所と見て参りました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきををお願いします。

続きまして日程第 4 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の事業完了届について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

長谷川主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書の 5 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の事業完了届について説明します。

受付番号 2 1 番、転用事業者は記載のとおりです。

土地の所在が東町字隠居免（インキョメン）、転用面積は 12 筆で 14,606 m²、転用目的は陸砂利採取事業です。

許可年月日及び許可番号が平成 31 年 4 月 17 日、阿農委第 530040 号、完了年月日が令和 2 年 6 月 15 日です。

場所につきましては、6・7 ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区上江端集落北側の農地で、斜線で表示しております。

8 ページの更正図をご覧ください。申請地を太枠で囲んで表示しております。

9 ページには土地利用計画図を掲載しております。

10 ページには全体土地利用計画図に申請地を塗りつぶして表示しております。

当該地は 27 日に現地確認をしてまいりました。一部は返還され作付けされていきました。一部は間に合わず作付けされていませんでした。埋め戻しは終わり表土も戻されている状態で、畦畔を作っているところでした。どの段階を持って完了とするかは各農業委員会の判断に委ねられておりますので完了とみなして参りました。過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題はないと判断しました。

以上で報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の事業完了届について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
この案件につきましても、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

11番 五十嵐 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
（五十嵐）

11番 五十嵐です。27日に委員4名、事務局2名で現地確認して参りました。現場は6ページの位置図を見てもらいたいのですが、隣接地も砂利採取している場所ですが、6ページの斜線部分の下の方になりますがこの部分が換地の問題が絡んでおまして、作付けされていませんでした。上の方はすべて作付けされています。十分信用のおける業者でありますので、別に問題ないと見て参りました。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。
現地確認報告が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。

続きまして、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

長谷川主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転が2件、4筆で面積が3,052㎡です。

受付番号9番 保田字上野林（ウワノバヤシ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積506㎡、これを含めまして合計3筆で2,649㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「相手方の要望」です。10a当たり45万円の売買による所有権移転です。

受付番号10番 法柳字村下（ムラシタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積403㎡です。

譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「遠方に居住のため耕作困難」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相

当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

長谷川主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

12ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号15番、賃貸借権による一時転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字興野前（コウヤマエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積が800㎡、これを含めまして合計13筆で15,233㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです。

利用期間が令和2年8月20日から令和4年2月19日まで、農地区分は、農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、陸砂利採取事業による一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、圃場整備を行いより良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。

許可基準は、一時転用で砂利採取法に基づく採取計画であり例外的に許可できるものであります。

場所につきましては、13・14ページ的位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、上江端集落開発センターの北200メートル程に位置しております。

15ページには更正図に申請地を太枠で囲んで掲載しております。

16ページには土地利用計画図を掲載しております。

17ページには砂利採取計画全体の土地利用計画図に申請地を斜線で表示しております。本申請は第16期となっております。

以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

最初に15番案件について、8番 齋藤 委員より現地確認報告をお願いします。

8番 齋藤です。15番案件について報告します。詳細につきましては事務局の説明のとおりです。

現地は現在砂利採取中の採取地に隣接しており、特に問題ないと見て参りました。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委 員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第7 議案第3号 換地計画同意願いについて、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川主任、お願いします。

事 務 局

（長谷川）

議案書18ページになります。

議案第3号 換地計画同意願いについて、説明いたします。

受付番号108番 事業名 六九・中ノ郷地区土地改良事業共同施行、施行代表者は記載のとおりです。換地状況は筆数で119筆から38筆、面積で71,650.48㎡から66,440.00㎡、評価額で50,155,336円から53,032,000円となります。関係者数が34名、工事完了予定の時期は令和3年3月、換地処分は令和2年12月の予定となっています。

場所につきましては、20ページの案内図をご覧ください。

安田地区寺社と、水原地区新座集落の間の斜線で表示している場所でございます。

21ページには換地前の現形図、22ページに換地後の換地図を掲載しております。

ご覧のとおり、一区画が広くなり、農道の幅も広がっております。

25ページの地区総計表をご覧ください。

農地部分だけを従前と換地後で比較してみると、田が112筆で67,740.48㎡から31筆で62,336.00㎡、畑が7筆で3,910.00㎡から7筆で4,104.00㎡となります。

26ページには当該計画の関係者を掲載しております。

以上で議案第3号 換地計画同意願いについて説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

1番 曾我 委員より現地確認報告をお願いします。

委 員

（曾 我）

1番 曾我です。今月27日に委員4名と事務局2名で現地確認をして参りました。

詳細は事務局の説明のとおりですが、大変圃場もきれいになっており筆数も119筆

から 38 筆ということで個人的には大変農作業のしやすい圃場になっていると感じてきました。問題ないと見て参りました。

議長（小嶋） ありがとうございます。現地確認報告が終わりました。
これから審議に入ります。議案第 3 号 換地計画同意願いについて、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第 3 号 換地計画同意願いについて、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、議案第 3 号 換地計画同意願いについて、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただ今、13時55分 6番 能勢山 委員が出席されました。

続きまして、日程第 8 議案第 4 号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（見直し）に係る意見書の交付について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

長谷川主任、お願いします。

事務局（長谷川） 議案書別冊 1 ページをご覧ください。
議案第 4 号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（見直し）に係る意見書の交付について説明いたします。

このたび、平成 26 年に策定された阿賀野農業振興地域整備計画につきまして農振法第 12 条の 2 第 1 項に基づく基礎調査の結果により、農振法第 13 条第 1 項の規定に基づき計画を変更することとし、農用地区域への編入するものです。

また、経済事情の変動その他情勢の推移により、当該地における開発がやむを得ないものであり、かつ、農振法第 13 条第 2 項各号の要件を全て満たすものであることから農用地区域からの除外を行うため、阿賀野市長から当委員会の意見を求められましたのでご審議願います。

なお、除外案件の自動車修理工場用地と住宅地用地については、承認されたのちに転用許可申請が提出されると思われれます。

今日は、阿賀野農業振興地域整備計画の担当課であります農林課 北見農林企画係長から概要説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

以上で、議案第 4 号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（見直し）に係る意見書の交付について説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
ここで、説明員を交代します。

— 説明員 交代 農林課 北見農林企画係長 —

それでは、阿賀野農業振興地域整備計画の変更（見直し）について、担当課である農林課 北見農林企画係長より説明をお願いいたします。

それでは、阿賀野市農業振興地域整備計画の変更（見直し）について、ご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第12条の2第1項に基づく基礎調査結果、及び国の「農業振興地域制度に関するガイドライン」により見直しを行いました。

最初に議案書48ページですが、阿賀野農業振興地域整備計画書（案）、そして議案書51ページにはマスタープランの部分です。

第1 農用地利用計画、意向は基礎調査結果及び国ガイドラインに基づき、現在の状況、また今後の方針・計画等を記載しております。

53ページには、(2)として農業上の土地利用の方向、ア農用地等利用の方針です。

阿賀野市の耕地は、昭和30年代から昭和40年代に区画整理されて10a～20a区画が大半を占めており、30a区画以上の圃場整備率は約24%と低く、半湿田や湿田も多く残っていることから、全域において汎用利用が可能な大区画圃場等の生産基盤整備を進めること、また、この基盤整備に併せて担い手への農用地の利用集積を図り、米を基幹としながら、農産物の需要の動向を勘案した野菜や花卉、果樹等の生産と組み合わせた複合営農に誘導し、土地の高度利用を図ることについて記載しております。

54ページから57ページには、イとして用途区分の構想でAの1から、市内を12のエリアに分け、エリア内の状況と今後の方針・計画等を記載しております。

10a～20a区画の農用地割合が多い状況から、30a区画以上の圃場整備を実施予定となっております。

「園芸」「肉用牛生産」「酪農」が特色となっているエリアでは、必要に応じた「農業用施設用地の確保」「維持」「農道整備」「耕畜連携」を推進する計画であり、小区画・不整形な農用地が多いエリアについては、継続して田として利用できるよう、立地条件に応じたきめ細やかな整備を進め、特に農地の利用集積の促進や効率的な土地利用等により担い手の確保・育成を促進させる整備を進めていく内容です。

全体的には、「市の農業を支える担い手の育成」や「消費者の求める“安全で美味しい食”の提供」を基本としまして、『農産物の付加価値の向上』や「ブランド力の強化」等の農業の6次産業化など戦力的な施策の推進によりまして「産業として成り立つ魅力のある農業」の実現を目指し、その生産基盤となる農地の整備と合理的な土地利用を進めていく計画となっております。

58ページ以降は次のような計画が記載されています。第2として農業生産基盤の整備開発計画、59ページには第3として農用地等の保全計画、60ページには、第4として農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画、62ページからは、第5として農業近代化施設の整備計画、64ページには、第6として農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画、65ページには、第7として農業従事者の安定的な就業の促進計画となっております。

66ページには、第8として生活環境施設の整備計画、67ページからは、第9附図となっております。

戻っていただきまして、5ページには、土地利用計画図 附図1号を添付しました。そして、前のページで3ページには、阿賀野市農業振興地域整備計画の変更理由書です。

マスタープランの変更については、今ほどご説明したとおりです。3の農用地利用計画の変更については、編入案件1件、除外案件2件ございました。

資料の4ページには、編入案件の農用地利用計画変更説明資料であります。

阿賀野市下里字仲作787番1、外60筆の農用地及び道水路は、集团的に存在する農用地の一部であり、政令で定める規模（10ha）以上です。また、基礎調査の結果であるほか、経営体育成基盤整備事業下里地区に該当しているため編入するものであります。

そして、資料20ページから47ページまでは、除外案件です。

阿賀野市水原字地々良575番1、1筆は、事業者が行う自動車整備工場用地の拡張

を計画する用地は、農振法第13条第2項に適合し、農振法第10条第3項各号のいずれにも該当しない土地となることから、農振農用地区域から除外するものであります。

30ページには、阿賀野市上中宇細田115番、外11筆は、事業者が行う宅地造成を計画する用地は、農振法第13条第2項に適合し、農振法第10条第3項各号のいずれにも該当しない土地となることから、農振農用地区域から除外するものであります。

以上、阿賀野農業振興地域整備計画の変更(見直し)に係るご説明とさせていただきます。

議長(小嶋)

ありがとうございました。担当者の説明が終わりました。

この案件につきましても、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

最初に112番案件①の農用地区域内への編入について、1番 曾我 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
(曾 我)

1番 曾我です。別冊議案書議案第4号の9ページをご覧ください。同じく27日に委員4名と事務局2名で現地確認を行って参りました。9ページの方の1-1・1-2の所の下里地区、1-3の嘉瀬島・粕島地区につきまして圃場整備のための編入の箇所ということで見てきましたが、問題ないと見て参りました。以上です。

議長(小嶋)

ありがとうございました。

続きまして、112番②案件の農用地利用計画の変更(除外)で水原字地々良地内の自動車整備工場用地について、11番 五十嵐 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
(五十嵐)

11番 五十嵐です。25ページをご覧ください。赤い部分が申請地ですが隣接する道路が国道460号線で国道沿いに白地がずっと鉤の手の様な状態になっております。今回申請する場所が下の26ページを見てもらいますと赤い部分ですが、以前ここではキノコ栽培がされており、ハウスがあるんですがこれを撤去して、盛土の高さも同じ高さでして、駐車場用地として使用することです。

周囲の状況から見てもやむを得ないものと見て参りました。以上です。

議長(小嶋)

ありがとうございました。

続きまして、112番③案件の農用地利用計画の変更(除外)で上中宇細田地内の住宅地用地について、8番 齋藤 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
(齋 藤)

8番 齋藤です。場所につきましては38ページに記載されているとおりです。

申請地は周りが商業施設、介護施設、住宅等に囲まれている小集団の農地であり周囲に及ぼす影響は少ないと思われ、除外はやむを得ないものと見て参りました。

議長(小嶋)

ありがとうございました。

以上で、現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。議案第4号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(見直し)に係る意見書の交付について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長(小嶋)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(見直し)に係る

意見書の交付について、同意することで意見書を交付してよろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、議案第4号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(見直し)に係る意見書の交付について、同意することの意見書を交付することに決定いたしました。

続きまして、日程第9 その他について、事務局よりお願いします。

事 務 局 (特になし)

議長 (小嶋) 特にないそうですが、その他に皆さんの方から何かございませんか。
よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) はい、特にないようでございます。

それでは、以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

【終了 14時08分】

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年 7月31日

議事録署名委員 7番 ⑩

議事録署名委員 8番 ⑩

議事録署名委員 9番 ⑩

議長
農業委員会長 ⑩